

平成29年8月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成29年(ツ)第23号 不当利得金返還請求上告事件(原審・宮崎地方裁判所
平成28年(レ)第11号, 原々審・宮崎簡易裁判所平成27年(ハ)第421号)

判 決

東京都千代田区丸の内2丁目1番1号

上 告 人	ア コ ム 株 式 会 社
同代表者代表取締役	木 下 盛 好
同訴訟代理人弁護士	兒 島 聖 司
同	古 瀬 梓
同	藤 本 創
同	利 光 洋
同訴訟復代理人弁護士	藤 本 考

宮崎市

被 上 告 人	
同訴訟代理人弁護士	宮 田 尚 典

主 文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 事案の概要(以下, 略語は原判決の例による。)

- 1 本件は, 貸金業者である上告人との間で, 平成7年7月13日, 金銭消費貸借契約(本件基本契約)を締結し, 借入れと弁済を繰り返してきたとする被上告人が, 上告人に対する弁済のうち, 利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分(制限超過部分)について, 借入金元本に充当したところ, 過払金が生じており, 上告人は, これを不当に利得し, かつ, 悪意の受益者であるとして, 民法703条の不当利得返還請求権に基づき過払

金元金32万1481円並びにこれに対する平成27年8月27日までに生じた同法704条前段の利息17万8808円及び同月28日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息の支払を求めた事案である。

2(1) 上告人は、被上告人との本件基本契約に基づく取引（本件各取引）に関し、平成16年4月30日、上告人の被上告人に対する残債権を確定し、上告人がその一部を放棄した上で、残部を被上告人が毎月5000円ずつ分割弁済し、そのほか、何らの債権債務がないことを確認する内容の和解（本件和解契約）が成立しているところ、①それ以前の過払金は存在したとしても本件和解で清算されて消滅し、その後上告人が受領した弁済は、本件和解契約に基づくものであって法律上の原因があり、②本件和解契約の時点で、上告人は、被上告人に対する新たな取引停止措置を採り、被上告人も新たな借入れができなくなることを認識していたのだから、仮に本件基本契約に過払金充当合意が含まれていたとしても、遅くとも平成16年4月30日までにこれは解消されていたのであって、同日までに生じた過払金に対する不当利得返還請求権は、平成26年4月30日の経過により、その後、平成17年8月6日までの弁済で生じた不当利得返還請求権は全て本件訴訟の提起日である平成27年8月27日以前の同月6日の経過により、時効によって消滅したなどと主張し、さらに、③被上告人の弁済が弁済期を徒過してされた場合には、遅延損害金の制限利率により充当計算をすべきであり、④上告人は民法704条前段の悪意の受益者に当たらないと主張した。

(2) 原審は、①について、本件和解契約においては、和解の対象となった「争いの目的である権利」として過払金返還請求権の存在及びその額が含まれているとは認められず、かつ、過払金返還請求権の存否は本件和解契約における重要な要素であるから、その存在を認識することなく本件和解契約に及んだ被上告人には動機の錯誤があるところ、本件和解契約の内容に照らし、動機は黙示的に表示されて法律行為の内容になっていたとして、本件和解契約

は錯誤により無効であるとし、②については、被上告人が、平成16年2月3日の時点で新たな借入れができなくなったことを認識していたとは認められるものの、それがいつ解除されるのかなどといったことについて具体的に認識していたとは認められず、本件和解契約時にも、上告人の担当者から被上告人に対し、今後の借入れについてどのような説明がされたかを明らかにする証拠もなく、そのころ、被上告人と上告人との間の過払金充当合意が解除されるなど特段の事情が生じたとは認められないとして、消滅時効の抗弁を認めなかった。そして、③の点については上告人の主張を採用し、④については上告人を悪意の受益者と認めた上で、上告人に対し、過払金元金32万1401円とこれに対する平成27年8月27日までの法定利息17万8764円の合計50万0165円及びうち32万1401円に対する平成27年8月28日から支払済みまで年5分の割合による法定利息を支払うように命じた。

(3) これに対し、上告人が不服を申し立てて上告をした。

その理由とするところは、別紙「上告理由書」の写しのとおりであり、その要旨は以下のとおりである。

①の点に関する原審の判断は、本件と同種の和解契約において過払金の存否も争いの目的である権利に含まれるとした大阪高裁平成24年10月10日判決及びこれに対する上告を棄却した最高裁判所平成25年2月7日決定に反しており、最高裁判例違反、経験則違反（法令違反）がある。また、錯誤について、動機の表示がされたと認めた点については、動機の表示が必要とする最高裁判決の趣旨を逸脱するものであり、そのように認めた理由を明らかにしていない理由不備の違法がある。その上、最高裁判所平成18年判決以前にされた本件と同種の和解契約について、引き直し計算を行うことが当然の前提になっていたとは認められず、黙示にその旨の意思表示をしていたと認めるべき事情もないとした東京高裁平成27年7月29日判決及びこ

れに対する上告を棄却し、上告受理申立てを不受理とした最高裁判所平成28年6月14日決定に反しており、最高裁判例違反、経験則違反がある。

②の点に関する原審の判断は、最高裁判所平成21年1月22日判決を踏まえれば、返済取引が継続していたとしても新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった場合には、その時点から過払金に対する消滅時効は順次進行していくと解すべきであり、原審が、この点について認定した事情からすれば、遅くとも本件和解契約時には、被上告人において基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったと認められるのは明らかであるにもかかわらず、これと異なる結論をとっており、最高裁判例違反、理由不備及び経験則違反がある。

第2 当裁判所の判断

- 1 上告理由としての判決に理由を付さないこと（理由不備。民事訴訟法312条2項6号）とは、主文を導き出すための理由の全部又は一部が欠けていることをいうところ、原判決にはそのような点があるとは認められない。

また、原判決の内容が、単に上告棄却あるいは上告不受理決定をした最高裁決定の原審の認定と異なるからといって最高裁判例に反するとはいえないし、上告人において、最高裁判所平成21年1月22日判決との関係で判例違反をいう点は、同判決の趣旨を踏まえた主張をしているにすぎないから、そもそも判例違反の主張とはいえない。

そうすると、上告人が主張するところは要するに、原審には①②の点に関し、その結論に至る過程において、他の裁判例とも異なる経験則に反する認定を行ったという意味での法令違反があるとの主張であると解される。

- 2(1) そこで検討するに、①の点については、原審の適法に確定した事実関係を前提にすると、本件和解契約時に過払金返還請求権の存在がその前提になっていなかったとした原審の判断に経験則違反はなく、それを踏まえれば、本件和解契約の対象となった「争いの目的である権利」に過払金に関する不当

利得返還請求権が含まれているとは認められないとした点も経験則に反する
とはいえない。

そして、上告人と被上告人は、過払金の存在を前提としないまま、約定利率に基づき計算された債務を被上告人が支払う旨の本件和解契約に至っているところ、過払金の存在について被上告人が認識していれば、そのような内容の本件和解契約に至っていないとの判断は合理的なものであるから、本件和解契約時に、被上告人において、過払金が存在しておらず残債務が存在すると認識しているからこそ本件和解契約をするとの動機が黙示的に表示されたとする旨の原審の判断が経験則に反するとはいえない。

(2) また、②の点についても、原審は、上告人と被上告人は、平成7年7月13日、本件基本契約をしたところ、これには過払金充当合意が含まれると認められることを前提とした上で、本件和解契約がされ、遅くともそのころまでには新規借入れができないことを被上告人が認識していたとしても、将来的に本件基本契約に基づく借入れが全くできなくなったとの認識を有していたとまではいえず、過払金充当合意を含む本件基本契約が解約されたとまでは認め難いと判断したものであり、かかる判断が経験則に反するとはいえない。

(3) そうすると、原審の判断に判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があるとも認められない。

3 以上のとおりであって、本件上告は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 阿 部 正 幸

裁判官 坂 本 寛

裁判官 横 井 健 太 郎

(別紙)

平成 29 年(レツ)第 4 号 不当利得金返還請求上告事件
上告人 アコム株式会社
被上告人 [REDACTED]



平成 29 年 3 月 19 日

福岡高等裁判所 民事部 御中

上告人訴訟代理人弁護士 兒 島 聖 司



同 代理人弁護士 古 瀬



同 代理人弁護士 藤 本



同 代理人弁護士 利 光



同 復代理人弁護士 藤 本



上 告 理 由 書

第 1 はじめに(上告人の問題意識)

1 本件の争点と原審の判断

原審における主な争点は、①上告人と被上告人との間において、平成 16 年 4 月 30 日に締結された和解契約(乙 2)の有効性、②同日の和解契約の締結により新規の貸出が見込まれなくなったこと(時効障害事由である過払い金充当合意の消滅)を理由とする不当利得返還請求権の時効消滅の成否、③遅延損害金利率適用の可否、④上告人は悪意の受益者に当たるかであったところ、原判決は、これらの点のうち、③は上告人の主張を認め、その他については上告人の主張を排斥した。

2 上告人の問題意識

(1) 上告人の主張が排斥された上記①、②及び④の争点のうち、重要なものは①上告人と被上告人との間において、平成 16 年 4 月 30 日に締結さ

れた和解契約が有効であるか否か、②同日の和解契約の締結により、新規の貸出が見込まれなくなったことによって、時効障害事由が消滅し、不当利得返還請求権が時効消滅したか否か、という2つの争点である。

(2) しかし、この①及び②の争点に関する原審の裁判体の判断は、同争点に関する一連の最高裁判例に明らかに矛盾するし、これに続く多数の裁判例とも矛盾するなど、明らかな最高裁判例違反及び経験則違反がある。

(3) 上告人は、原審の裁判体は、本件事件に限らず、判例の事実上の拘束力と証拠上明らかな事実を無視ないし軽視して、消費者金融会社側に厳しい判決を出す傾向が極めて強いと認識しており、その程度は代理人弁護士でさえ呆れる程度に達している。

このような状況を放置すれば、法的安定性や予見可能性を害することはもちろん、裁判制度自体に対する国民の信頼が崩壊しかねないとの問題意識を持っている。

そこで、福岡高等裁判所におかれては、原判決の判断の当否を慎重にご判断していただきたく、愚を承知しつつ、あえて上申する。

第2 争点①について

1 「争いの目的である権利」の解釈に最高裁判例違反、経験則違反があることについて

(1) 原判決の判断について(判決書9頁以下)

原判決は、判決書9頁にて、「本件和解契約の「争いの目的である権利」に過払金返還請求権の存在やその額が含まれるか否かが問題となるところ、本件和解契約の内容(前記前提事実(4)ア)及び取引履歴(甲1の(2)、乙1)によれば、本件和解契約は、控訴人と被控訴人との間で、被控訴人において約定利率による債務を支払うべきであることを前提としつつ、その残額(元金49万1931円、利息1万2052円の合計50万3983円)を確認した上、控訴人において利息部分のみ放棄することとして、元金部分の支払方法について当事者間で合意したものであるといえ、過払金返還請求権の存在がその前提にはなっていないことが明らかである。加えて、前記前提事実(4)イのとおり、本件和解契約締結時、被控訴人に対して取引履歴は開示されておらず、また、被控訴人が弁護士等の専門家に相談した事実も認められないなど、被控訴人において本件和解契約締結時に過払金の存在について検討した形跡が見当たらないことも踏まえると、本件和解契約における「争いの目的である権利」に過払金返還請求権の

存在及びその額が含まれるとは認められない」旨判示する。

しかし、この原判決の判断は、最高裁平成24年11月16日判決に反するものであって、破棄を免れない。

(2) 原判決が最高裁平成25年2月7日判決に反すること

ア 最高裁平成25年2月7日決定の原審である、大阪高裁平成24年10月10日判決は、本件と同様、和解契約の有効性及び「争いの目的である権利」に過払金返還請求権が含まれるか争われた事案において、「和解契約を締結したときは、当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の確証又は相手方がこれを有していた旨の確証が得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとされる(民法696条)。そして、和解契約においても、民法95条の適用があるというべきであるが、和解の持つ紛争解決機能からすれば、その適用が認められるのは、当事者が争いの対象である事項の前提ないし基礎として予定した事項について錯誤がある場合であって、和解によってやめることを約した争いの目的であった事項については、これに錯誤があったとしても、当事者はその無効を主張できないというべきである。

これを本件についてみれば、被上告人は、平成9年11月11日に与信枠を0円に変更され(したがって、貸付けを受けられない状態となった。)、平成10年8月10日ころには連絡困難な状態であったところ、同年9月30日、上告人との間で、本件和解契約を締結したのであるが、その内容は、同日現在の被上告人の債務額を確認し、弁済方法等を定めるものであった。このような和解に至る経緯、和解契約の内容からすれば、本件和解契約の趣旨は、支払に問題の生じている被上告人の上告人に対する貸金債務について、その残元金額等の内容を確定させ、弁済方法などを定めるというものであったといえる。そうすると、被上告人の債務の有無及び額が争いの目的であった事項ということができ、後になって当該債務は消滅しておりむしろ過払が生じていたことが判明したとしても、被上告人は、本件和解契約の無効を主張することはできないというべきである。

したがって、本件和解契約当時、上告人の過払金返還債務が存在していたとしても、本件和解契約によりこれが消滅したものとされる」旨判示し、過払金債権も「争いの目的である権利」に含まれる旨判断

した(乙76号証)。

そして、最高裁平成25年2月7日決定は、これに対する上告を棄却した(乙77号証)。

イ しかし、原判決は、「争いの目的である権利」に過払金返還請求権の存在及びその額が含まれない旨判示しているため、最高裁平成25年2月7日決定及び大阪高裁平成24年10月10日判決等に反する。

そこで、原判決には、最高裁判例違反、及び法令違反(経験則違反)があり、破棄を免れない。

2 原判決が本件和解契約の錯誤無効を認めた点について、理由不備の違法、最高裁判例違反、経験則違反があることについて

仮に、本件和解契約について、民法95条が適用されるところとしても、原判決には、最高裁判例違反、理由不備の違法、経験則違反があり、破棄を免れない。

(1) 原判決の判断について(判決書10頁以下)

原判決は、判決書10頁にて、「本件和解契約は、上記イのとおり、被控訴人において約定利率による債務を支払うべきことを前提に締結されているところ、かかる和解においては、利息制限法1条1項所定の制限利率に引き直して計算をした結果、過払金返還請求権が発生しているか否かは重要な要素であって、この点の錯誤は要素の錯誤に該当するというべきである。そして、被控訴人は、上記のとおり、約定利率による債務を支払うべきことを前提に、現実には20万円以上発生していた過払金(前記前提事実(4)ウ)の存在について認識することなく本件和解契約締結の意思表示を行っていることから、その動機に錯誤があったものと認められ、かつ、上記動機は、本件和解契約の内容に照らし、黙示的に控訴人に表示されて法律行為の内容となっているものと認められる」旨判示し、本件和解契約が錯誤により無効である旨判示した。

(2) 最高裁判例に反すること、及び、理由不備の違法があることについて

ア 最高裁昭和29年11月26日判決は、「意思表示をなすについての動機は表意者が当該意思表示の内容としてこれを相手方に表示した場合でない限り法律行為の要素とならないものと解するを相当とする」旨判示しているように、動機の錯誤は、動機を相手方に表示した場合でない限り法律行為の要素となりえない。

イ 本件では、原判決は、この表示について、「本件和解契約の内容に照らし、黙示的に」表示された旨述べたが、その一方で、被上告人は「弁護士等の専門家に相談した事実も認められないなど、被控訴人において本件和解契約締結時に過払金の存在について検討した形跡が見当たらない」旨認定しているように、本件和解契約において、過払金請求権がないことを動機として表示する前提がなかったことも認定している。

このような事実認定下において、本件和解契約において、過払金請求権がないという動機を「黙示的に控訴人に表示している」と認定することは、上記最高裁判例の解釈も逸脱したものでしかない。

また、本件和解契約のなにをもって「本件和解契約の内容に照らし、黙示的に控訴人に表示され」たか明らかにしておらず、判決の理由に明らかな不備もある。

ウ また、本件と同様、和解契約が締結された事案において動機の錯誤が争点となった東京高裁平成 27 年 7 月 29 日判決は、本件和解契約の内容に照らし動機が表示されたなどと認定はしていないし、むしろ「前記(1)の経緯において、かかる動機が控訴人に表示され、意思表示の内容になっていたことを認めるに足りる証拠もない」として、動機の錯誤の主張を排斥しているし、その理由として「取り分け、本件和解契約が締結された当時(平成 17 年 12 月 21 日)は、最高裁平成 18 年判決によって、「利息制限法所定の制限利率を超える利息の支払を遅滞したときには債務者が当然に期限の利益を喪失する」旨の特約の下における制限超過部分の利息の支払が、原則として任意性を欠き、みなし弁済規程の適用が認められないとする判断が示される前であり、上記のような支払にも直ちに同条項の適用が認められないことにはならないと解する見解も有力に主張されていたのであって、本件についても、およそみなし弁済規定の適用が認められない状況にあったとまでは認められない。したがって、控訴人と被控訴人との間で引き直し計算をすることが当然の前提となっていたとは認められないし、被控訴人が黙示にその旨の意思を表示していたと認めるべき事情があったということもできない」ことを挙げている(乙 78 号証)。

そして、最高裁平成 28 年 6 月 14 日決定は、上記判決の上告審であるところ、上告を棄却し、かつ、上告受理申立をしない旨決定している(乙 79 号証)。

エ 本件は、上記東京高裁平成 27 年 7 月 29 日判決の事案よりも前の平成 16 年 4 月 30 日に和解契約が締結された事案であることを考慮すれば、上記判例と同様、「みなし弁済規定の適用が認められない状況にあった」とまではいえず、また、「引き直し計算をすることが当然の前提となっていた」とはいえないのであるから、本件和解契約の内容に照らし、原判決の示す動機が「黙示的に」示されているはずもない。

オ したがって、原判決には、最高裁判例違反、理由不備の違法、経験則違反があり、破棄を免れない。

第 3 争点②について

1 原判決の判断内容

原判決は、判決書 10 頁以下にて、最高裁平成 21 年 1 月 22 日判決を引用したうえ、上告人の争点②に関する主張のうち、①平成 16 年 2 月 3 日の時点で、新規貸出停止措置を行い、同月 5 日には、被上告人もこれを知っていたはずであるから、同日時点で、過払金充当合意は解消されたとの主張については、「借主である被控訴人において、上記のような ATM 明細書の利用可能額欄が変更され、ATM からの借入れもできなくなったことについて、同日時点では新たな借入れをすることができないことは認識していたと認められるものの、本件全証拠を踏まえても、これを超えて、このような状況がいかなる場合に解除され、いかなる場合に解除されないかが具体的に認識されていたとは認められない。

そうすると、上記(2)①の事情でもって、直ちに、その後において新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったとはいえず、平成 21 年最高裁判決の判示する「特段の事情」は認められない」旨判示し、また、②本件和解契約の締結により新規の貸出が見込まれなくなったため、過払金充当合意は解消されたとの主張については、判決書 12 頁以下にて、「控訴人は、上記(3)のとおり、ATM 明細書の利用可能額欄が「*」に変わっていることや ATM から借入れをすることができなくなったことを被控訴人が認識していたこと、被控訴人が事実として新たな借入れをしなくなり、弁済をするのみであったことなどを指摘するものの、これらを踏まえても、被控訴人において、今後、控訴人からの借入れをすることができない状況がいかなる場合に解除され、いかなる場合に解除されないかが具体的に認識されていたとは認められない。・・・(中略)・・・そうすると、上記 1 のように、被控訴人の錯誤により無効である本件和解契約を事実として締結したこと

は認められるものの、これをもって、平成 21 年最高裁判決の判示する「特段の事情」を認めることはできない」旨判示し、上告人の主張を排斥した。

しかし、上記原判決の判断は、次で述べるとおり、最高裁平成 21 年 1 月 22 日判決の適用を誤っているし、経験則違反、及び理由不備の違法があり、破棄を免れない。

2 原判決の最高裁判例違反

(1) 最高裁平成 21 年 1 月 22 日判決について

原判決も引用する最高裁平成 21 年 1 月 22 日判決は、『過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である』と判示したが、その理由は、『新たな借入金債務の発生が見込まれる限り、過払金を同債務に充当することとし、借主が過払金に係る不当利得返還請求権(以下「過払金返還請求権」という。)を行使することは通常想定されて』おらず、『したがって、一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していれば、その返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれている』と言う点にある。

したがって、この最高裁判決の論理からすれば、仮に返済取引が継続していたとしても、新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった場合は、すでに発生している過払金の不当利得返還請求権については、その時点から、その後の取引において発生した過払金の不当利得返還請求権については、その過払金が発生した時点から、消滅時効が進行することになる。

なお、この点については、中村心最高裁判所調査官も、上記の最高裁平成 21 年 1 月 22 日判決の解説を記載したジュリスト 1383 号 182 頁以下において(乙 8)、『本判決の射程距離は、(中略)継続的な金銭消費貸借取引であっても過払金充当合意が存在しない場合には、本判決のいう法律上の障害はないから、他に時効障害がない限り、過払金発生時から時効が進行すると解するのが自然であろう。』と述べている。

(2) 最高裁判例違反等について

ア そこで、原判決の判断をみると、原判決は、次のとおり、平成 16 年 2 月 5 日時点、遅くとも、本件和解契約締結時には、新たな借入金債務が見込まれなくなった事実を認定している。

- ① 上告人が、平成 16 年 2 月 3 日、被上告人に対する与信枠を 50 万円から 0 円に変更したこと、及び、平成 16 年 2 月 5 日、被上告人が上告人に対し 2 万円を弁済した以降、被上告人の受け取る ATM 明細書の利用可能額が「*」に変わっていること。

この事実からは、上告人が、被上告人に対し、平成 16 年 2 月 3 日をもって、新たに貸出を行うことがないことが認められる。

- ② 被上告人は、上記①を受けて、同日、ATM から借入れすることができなくなったことを認識していたこと、及び、同日以降、被上告人は、上告人に対し、弁済するのみで借入れをしていないこと。

この事実は、被上告人が、平成 16 年 2 月 5 日以降、上告人から新たな借入れを行うことができないこと、すなわち、新たな借入金債務の発生が見込まれないことを認識していたことを示すものである。

- ③ 本件和解契約締結当時、被上告人は稼働できるまで治癒することはない病気を患っていたため、従前の勤務先を退職し、配偶者の収入等で生活していたこと。

この事実は、被上告人が、遅くとも、本件和解契約締結当時には残債務すら返済することは将来的にも不可能な経済状態にあったこと、すなわち、返済取引すら継続できないことを認識していたことを示すものである。

- ④ 本件和解契約では、被上告人が、上告人に対し、残債務の残元金部分について、約 8 年間にわたって、毎月 5000 円ずつ、99 回の分割弁済をすることとされたこと。

この事実は、被上告人が、本件和解契約締結時において、上告人との間で、残債務の残元金部分の返済計画をたてた事実、すなわち、残債務すら返済できない状態であったため、今後、新たな借入れができる蓋然性がないことを認識していたことを示すものである。

イ したがって、これらの事実関係からすれば、上告人が、平成 16 年 2

月3日には、被上告人に対し、新たな貸出をすることはなく(すなわち、新たな借入金債務の発生が見込まれなくなる)、被上告人においても、平成16年2月5日、遅くとも、本件和解契約締結時には、新たな貸出を受けることができなくなったと認識していることは、明らかである。

そのため、原判決の認定した事実によれば、最高裁平成21年1月22日判決の規範にしたがえば、平成16年2月5日、遅くとも、本件和解契約締結時には、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったため、この時点から、過払金返還請求権の消滅時効が進行することになるのが、法的評価として当然の帰結である。

ウ しかし、原判決は、形式上は上記最高裁平成21年1月22日判決の規範を適用するように装うものの、実際には、借主において「このような状況がいかなる場合に解除され、いかなる場合に解除されないかが具体的に認識」したことまで要するかのよう判示し、最高裁平成21年1月22日判決がまったく問題としていない追加概念を持ち出してしまっている。しかも、どのような場合に、このような認識が認められるのか、最高裁平成21年1月22日判決の規範から、なぜ、このような認識まで要するといえるのか、何ら具体的理由を述べていない。

そのため、原判決には、最高裁判例違反、理由不備の違法、経験則違反があり、破棄を免れない。

エ なお、控訴審段階でも提出したが、新規貸出停止措置をとった時点から消滅時効の進行を認めた判例は圧倒的多数あることを、再度述べておく(乙11乃至59号証)。

第4 結語

以上より、原判決には、理由不備の違法性、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反、及び最高裁判例違反があり、破棄を免れない。

以 上

これは正本である。

平成29年8月24日

福岡高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 太田 達也

